

外国語指導助手派遣業務 プロポーザル実施要領

令和6年12月
塩尻市 学校教育課

1. 目的.....	1
2. 業務概要.....	1
2. 1. 業務名.....	1
2. 2. 契約期間.....	1
2. 3. 基本事項.....	1
2. 4. 提案上限額.....	1
2. 5. 対象学校・配置.....	2
3. 事業者の選定.....	2
4. 参加資格要件.....	2
5. スケジュール.....	3
6. プロポーザル参加辞退届	3
7. 質問書.....	3
8. 提出書類等.....	3
9. 審査.....	4
10. 失格要件.....	5
11. 契約の締結.....	5
12. その他留意事項.....	5
13. 事務局.....	6

(添付様式一覧)

(様式第1号) 参加表明届
(様式第2号) 質問書
(様式第3号) 見積書
(様式第3号の2) 見積内訳書
(様式第4号) 参加辞退届

(別紙一覧)

(別紙1) 外国語指導助手派遣業務仕様書
(別紙2) 提案書の作成について
(別紙3) 塩尻市英語教育連携イメージ
(別紙4) 塩尻市英語教育グランドデザイン
(別紙5) 受託者審査評価基準表

1. 目的

塩尻市（以下「本市」という。）では、塩尻市内の小中学校及び義務教育学校並びに両小野小学校へ外国語指導助手（以下、「ALT」という。）を派遣しており、現派遣業者との契約期間が令和7年3月をもって満了となる。令和7年4月から「（長期継続契約）外国語指導助手派遣業務」の契約締結をするにあたり、優先交渉権者を特定するため、公募型プロポーザル方式を実施する。

2. 業務概要

2.1. 業務名

（長期継続契約）外国語指導助手派遣業務

2.2. 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日（3か年）

2.3. 基本事項

（1）業務の基本仕様

別紙1「（長期継続契約）外国語指導助手派遣業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

（2）個人情報の取り扱い

事業者は、個人情報の適正管理に関して、個人情報の保護に関する法律及び塩尻市個人情報の保護に関する法律施行条例並びに塩尻市情報公開・情報保護審査会条例の規定を遵守し、業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（3）守秘義務

事業者及びALTは、業務を遂行するにあたり、業務上知り得た情報を第三者に漏らしたり自己の利益のために使用することはできない。派遣期間終了以後も同様とする。

（4）文書の管理保存

派遣業務を行うにあたり、作成又は取得した文書、図書、写真及び電磁的記録は、塩尻市文書管理規程を参考に、適正に管理・保存すること。

（5）その他

業務に関する詳細事項は、協議により決定の上、契約で定めることとする。

2.4. 提案上限額

提案上限額は、103,950,000円（税込） 令和7年度から令和9年度の3か年分

この金額は、事業規模を示すためのものである。提案のあった金額に基づき、提案上限額の範囲内で契約するものとする。

2.5. 対象学校・配置

A L Tを7名配置する。配置は次の学校で1名が2～3校を兼務する。

	学校名	所在地	電話番号
1	塩尻東小学校	塩尻市塩尻町 427 番地	0263-52-0315
2	塩尻西小学校	塩尻市大門五番町 4 番 55 号	0263-52-0147
3	桔梗小学校	塩尻市広丘高出 1486 番地 193	0263-52-3977
4	広丘小学校	塩尻市広丘原新田 116 番地	0263-52-0742
5	吉田小学校	塩尻市広丘吉田 1097 番地	0263-58-0753
6	片丘小学校	塩尻市片丘 5366 番地	0263-52-1606
7	宗賀小学校	塩尻市宗賀 2646 番地	0263-52-1002
8	洗馬小学校	塩尻市洗馬 2545 番地	0263-52-0072
9	塩尻中学校	塩尻市大小屋 61 番地	0263-52-7852
10	丘中学校	塩尻市広丘野村 1302 番地	0263-52-8973
11	広陵中学校	塩尻市広丘堅石 457 番地 1	0263-53-3537
12	塩尻西部中学校	塩尻市宗賀 1461 番地 2	0263-54-2489
13	檜川小中学校	塩尻市木曾平沢 1451 番地 138	0264-34-2004
14	両小野小学校	上伊那郡辰野町小野 1164 番地	0266-46-2024
15	両小野中学校	塩尻市北小野 13389 番地	0266-46-2957

3. 事業者の選定

本業務は、小・中学校外国語指導助手派遣業務における自治体（小・中学校）への派遣実績及び派遣体制を総合的に判断し決定したいため、公募型プロポーザル方式により決定する。

4. 参加資格要件

電子メールによる送受信（添付ファイルを含む。最大5MB。）が可能な環境と、本業務の遂行に必要な能力を有し、次に掲げる要件を全て満たす業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）のいずれにも該当しないこと。
- (2) 本市において入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 令和7・8・9年度入札参加資格申請を事前に済ませてあること。（営業品目は、大分類「その他の業務」の中分類「労働者派遣業」）
- (4) 令和4年度、5年度、6年度（12月現在）において、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と英語指導に関する業務契約を締結した実績があること。
ただし、事業譲渡等を理由に新設された会社においては、類似の業務実績があり、それを証明できる書類を提出すれば、英語指導に関する業務契約を締結した実績があるものとみなす。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく派遣事業許可を受けていること。
- (6) 塩尻市暴力団排除条例（平成24年塩尻市条例第7号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴

- 力団員との関係を有していない者であること。
 (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。

5. スケジュール

- | | | |
|-------------------------|---------------|-------|
| (1) 募集公告（塩尻市ホームページ掲載） | 令和6年12月25日（水） | |
| (2) 質問書 提出期限 | 令和7年 1月14日（火） | 17時まで |
| (3) 質問書 回答期限 | 令和7年 1月16日（木） | 17時まで |
| (4) 参加表明（辞退）届 提出期限 | 令和7年 1月23日（木） | 17時まで |
| (5) 提案書 提出期限 | 令和7年 1月27日（月） | 17時まで |
| (6) 審査（プレゼンテーション） | 令和7年 1月29日（水） | |
| (7) 審査結果通知 | 令和7年 2月 4日（火） | |
| (8) 審査結果公表（塩尻市ホームページ掲載） | 令和7年 2月下旬予定 | |
| (9) 契約予定日 | 令和7年 4月 1日（火） | |

6. プロポーザル参加表明（辞退）届

- (1) 提出書類 プロポーザル参加表明届（様式第1号）
 ※参加表明後、辞退される場合はプロポーザル参加辞退届（様式第4号）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和7年1月23日（木）
- (4) 提出先 13.事務局のとおり
- (5) 提出方法 郵送又は持参
 ※持参による提出時間は、午前8時から午後5時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び12月29日から1月3日は除く。
 ※郵送の場合は、事務局へ電話連絡すること。

7. 質問書

- (1) 質問様式 質問書（様式2）
- (2) 受付期間 令和6年12月26日（木）から令和7年1月14日（火） 17時まで
- (3) 提出先 13.事務局のとおり
- (4) 提出方法 電子メール（上記担当者に電話連絡すること）
- (5) 回答方法 塩尻市ホームページで公表
- (6) 回答期限 令和7年1月16日（木） 17時まで

8. 提出書類等

- (1) 提案書類
- ア) 提案書
- ・別紙2「提案書の作成について」に基づいて提案書を作成すること。
 - ・連絡先（担当者氏名、電話、FAX番号、電子メールアドレス等）を必ず記載すること。

- ・業務目的や仕様書を踏まえ、詳細な仕様について提案すること。
 - ・本業務を実施するにあたり、特にアピールしたい事柄又は優位性についてわかりやすく明記すること。
- イ) 見積書
- ・見積書（様式第3号）及び見積内訳書（様式第3号の2）を作成すること。
- ウ) 業務実績調書
- ・本業務と同種業務の実績について、「名称、発注者名、期間、内容等」を記入すること。ただし、公表できる範囲でよい。
- エ) 令和7・8・9年度入札参加資格申請申請書（写し）
- ・4.参加資格要件（3）の申請を済ませてあることを確認できる書類（写し）
- オ) 特定労働派遣事業の届出番号の記載された書類（写し）または、一般労働者派遣事業の許可番号が記載された許可書（写し）
- カ) 就業規則又は就労規則
- キ) 税の未納または滞納額がない証明書等
- (2) 提出部数 ア)、イ)、ウ) については9部（正本1部、審査会による選考用8部）
エ)、オ)、カ) キ) については1部
- (3) 提出期限 令和7年1月27日（月） 17時まで（必着）
- (4) 提出先 13.事務局のとおり
- (5) 提出方法 6.（5）に同じ

9. 審査

- (1) 審査方法
- ア) 外国語指導助手派遣業務プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）が、提案書等の内容及びプレゼンテーションにより、提案の採点評価を実施する。
- イ) プレゼンテーションは参加申込書の提出順に1事業者ずつ行う。
- ウ) 参加者の持ち時間は30分以内とし、説明時間20分以内、質問時間10分程度とする。
- エ) プロジェクター、スクリーン等の機材の使用を認める。
- オ) 本市からの機器の貸し出しが必要な場合は事前に相談すること。
- カ) 審査は受託者審査評価基準表（別紙5）に従って実施する。
- キ) 審査点数が同点の場合は、委員会委員長が決定する。
- (2) 審査日時
- 令和7年1月29日（水） ※開催時間は参加者に別途連絡する。
- (3) 審査場所
- 塩尻市内 ※開催場所の詳細は、参加者に別途連絡する。
- (4) 審査結果の通知
- 優先交渉権者への連絡
- 委員会で審査結果が確定した後、速やかに電話で連絡する。

(5) 審査結果への疑義

提案者は、審査結果について疑義がある場合は、通知日の翌日から起算して7日以内に書面（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

(6) その他

ア) 審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は提案者に照会する場合がある。

イ) プロポーザルで示す提案書の作成にあたり、採用決定した後、小・中学校の教員等に対して行う説明会で配布することも想定した資料として作成すること。

10. 失格要件

提案書等を提出してから契約者が決定するまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は選考対象から除外する。

(1) 4. 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合

(3) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった者

(5) 選考委員又は関係者に本提案に対する助言を求めた場合

(6) 2. 4. の提案上限額を超えた場合

(7) 会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

(8) 公共事業に関して、違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合

(9) その他選考委員が特に参加資格を有することが不適当であると認めた者

11. 契約の締結

優先交渉権者として選考した者と市が協議し、業務に係る仕様を確定させた上で随意契約を行う。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

(1) 件 名 (長期継続契約) 外国語指導助手派遣業務

※塩尻市と塩尻市辰野町中学校組合として契約を分ける予定

(2) 契約日 令和7年4月1日(火)

(3) 履行期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 支払方法 実施月の翌月払い

12. その他の留意事項

(1) 令和7年塩尻市議会3月定例会及び令和7年3月塩尻市辰野町中学校組合議会において、予算が認められない場合、本調達に関する一切の事項は無効となるため、留意すること。

(2) 本案件の契約については、長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の減額又は削除があった場合、当該契約を変更又は解除することがある。

- (3) 提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何に関わらず返却しないものとする。
- (4) 提出された書類等は、本件における選考以外には使用しない。
- (5) 契約者以外の参加者による提案書は、原則非公開とする。
- (6) 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用については、参加者負担とする。
- (7) プロポーザルに係る事前説明会は開催しない。質問がある場合は、質問書（様式第2号）を提出すること。
- (8) プロポーザルの結果、全参加者が失格となった場合は、指名した業者を対象に再提案を求める。
- (9) 参加者は、提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

1 3. 事務局

本件に関することの提出先及び問合せ先は次のとおりとする。

塩尻市教育委員会事務局学校教育課 担当：酒井 健太

〒399-0738 長野県塩尻市大門七番町4番3号

TEL 0263-52-0830（直通）

E-Mail gakkou@city.shiojiri.lg.jp